兵庫県内の事業者の皆様 (飲食事業者を除く)

> 兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部 本 部 長(兵庫県知事) 井戸 敏三

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限の協力依頼の延長について

兵庫県では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業者の皆様に対し、 令和3年1月14日から2月7日までを実施期間として、施設の使用制限の協力をお願いしてきましたが、昨日、国において緊急事態措置の実施期間を3月7日ま で延長することが決定されました。

県では、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、依然として医療体制は厳しい状 況が続いているため、国の方針を踏まえ、下記の通り、施設の使用制限について、 ご協力を依頼します。

事業者の皆様には厳しい状況が続きますが、県民のいのちや健康を守るため、 ご理解、ご協力を賜りますようお願いします。

記

対象施設 ( 参孝・施設の使田制限対象施設―監 )

2) 多形形成(多专、他故以使用的成为多形故	「見 <i>)</i>
施設の種類	内 容
・運動施設、遊技場 ・劇場、観覧場、映画館又は演芸場 等 ・集会場又は公会堂、展示場 等 ・博物館、美術館又は図書館 等 ・ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) 等	・営業時間は5時から20時まで、酒類 提供は11時から19時まで ・人数上限5,000人、かつ、屋内にあっては収容率要件50%以下、屋外にあっては人との距離を十分に確保すること
・遊興施設(食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗等を除く)(*) ・物品販売業を営む店舗(1,000㎡超) (生活必需物資を除く) ・サービス業を営む店舗(1,000㎡超) (生活必需サービスを除く)	・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類 提供は 11 時から 19 時まで

\* ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く

業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」 を掲示してください。

「感染防止対策宣言ポスター」は県ホームページより入手してください。 兵庫県 感染防止対策宣言ポスター で検索

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html

- 2 令和3年1月14日(木)から令和3年3月7日(日)まで 実施期間
- 3 要請対象地域 兵庫県全域

## お問い合わせ先

兵庫県緊急事態措置コールセンター (緊急事態措置に関すること)

T E L:078-362-9858 受付時間:午前9時~午後5時(土曜日・日曜日・祝日も開設)

兵庫県時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L: 078-361-2501 受付時間:平日午前9時~午後5時

県ホームページ 兵庫県 施設使用制限 働きかけ https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai\_soti.html